

# 第44回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年5月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

開催  
場所

大阪市北区堂島一丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 5階

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

なお本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、状況によりご入場を制限させていただく場合がございます。

また、株主総会会場においてサーモグラフィーカメラを設置し、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りする場合がございます。

その他にも、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席者への飲み物の提供およびお土産の配布、ならびに展示物や弊社商品の即売会を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

# おなかいっぱい幸せと。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当社は、創業から50年という月日が経過した今、さらに一段階上の「+&」を提供したいとの想いから、昨年10月に事業を分社化し、株式会社イートアンドホールディングスへと社名を変更いたしました。

各事業会社は、当社の下で各々が迅速に意思決定を行い、食文化の創造を通して、健やかな笑顔を生み出す「食のプロ集団」を目指します。

時代の変化を的確にとらえ  
夢と楽しさと命の輝きを大切に  
食文化の創造を通して  
お客様と全てのステークホルダーの  
幸福を創造するために当社は存在します。

この企業理念の基、お客様の様々な食のシーンにおいて「人生の彩り」を提供し続けてまいります。

メーカー機能を最大限に発揮し、食品と外食の両輪を活かした、唯一無二である当社グループのビジネスモデルならではの「+&」の発想で、ヒット商品を創出し続ける食のライフプランニングカンパニーを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長CEO 文野 直樹



## EAT & Way

### Our Mission

時代の変化を的確にとらえ  
夢と楽しさと命の輝きを大切に  
食文化の創造を通して  
お客様と全てのステークホルダーの  
幸福を創造するために当社は存在します。

### Our Products

食べるというのは生きるという行為そのものであり、純粋な喜びです。どこで誰と何を食べるか、というのは、ときに自分らしさを確認したり、自分にご褒美をあたえたり、気分を高めることもできるのです。  
つまり、私たちのビジネスは、食品を提供するだけではないのです。お客様の様々な食のシーンで、「人生の彩りを提供すること」なのです。

### Compliance Policy

#### 透明性の確保

私たちは、社内外の関係するすべての方々と健全な関係を維持するとともに、適時適切な企業情報を開示し、経営の透明性を確保します。

#### 人権の尊重・ 快適な職場環境

私たちは、人権の大切さを理解し、一人一人の人権を尊重するとともに、安全・衛生で働きやすい職場環境を創造します。

#### コンプライアンス体制の 構築

私たちは、各種法令、社会規範そして社内規程を遵守し、社会の良識に沿った公正で誠実な企業活動を行います。

#### 反社会的勢力への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体に対して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

#### 地球環境保全・ 社会貢献活動の実践

私たちは、地球環境保全に積極的に取り組み、また地域社会の一員として積極的に社会貢献活動を行います。

#### 情報の管理

私たちは、お客様や取引先様からの情報を適切に管理し、機密情報ならびに個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。

#### 説明責任の実践

私たちは、本指針に反する事態が発生したときは、速やかに原因究明と再発防止に努め、的確な情報の公開と説明責任を遂行します。

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、株主総会会場は、例年より座席数を減らし、間隔を空けて御席をご用意するため、当日ご来場いただきましてもご入場をお断りさせていただく場合がございます。

書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

日 時	<b>2021年5月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）</b> （今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日と離れた日となりましたのは、当社が第44期（当期）より事業年度の末日を3月31日から2月末日に変更したためであります。）
場 所	<b>大阪市北区堂島一丁目5番25号 ホテル エルセラーン大阪 5階</b> ※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第44期（2020年4月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2020年4月1日から2021年2月28日まで）計算書類の内容報告の件  <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。  
 (1) 連結計算書類の連結注記表 (2) 計算書類の個別注記表
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.eat-and.jp/>

## 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

### 議決権行使書用紙を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご返送ください。

#### 行使期限

2021年5月25日（火曜日）  
午後6時 までに到着

### 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2021年5月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

#### 第1号議案・第4号議案

- 賛成の場合……………【賛】の欄に○印
- 否認の場合……………【否】の欄に○印

#### 第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合…【賛】の欄に○印
- 全員否認の場合…【否】の欄に○印
- 一部の候補者を…【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第44期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金5円00銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は50,786,345円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年5月27日といたしたいと存じます。

#### ご参考 1株当たり配当金(円)と配当性向の推移(%)



(注) 1.当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、配当金の額を記載しております。

2.第44期の配当性向については親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

ふみの なおき  
**文野 直樹**

(1959年11月29日生)

再任



### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社入社  
1980年10月 取締役就任  
1985年 7月 代表取締役社長就任  
2017年 6月 代表取締役会長就任  
2020年10月 代表取締役会長CEO就任（現任）

### ■ 取締役在任年数

40年7ヵ月

### ■ 所有する当社の株式数

297,340株

### ■ 取締役候補者とした理由

当社の代表取締役会長CEO（最高経営責任者）として、強いリーダーシップを持って会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般を担うことが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者  
番号

2

なか た ひろやす  
**仲田 浩康**

(1964年4月26日生)

再任



### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2000年 8月 当社入社  
2004年 6月 取締役就任  
2012年 4月 専務取締役就任  
2017年 6月 代表取締役社長就任  
2020年10月 取締役社長COO就任（現任）  
株式会社イートアンドフーズ代表取締役社長就任（現任）

### ■ 取締役在任年数

16年11ヵ月

### ■ 所有する当社の株式数

179,900株

### ■ 取締役候補者とした理由

当社の取締役社長COO（最高執行責任者）として、業務執行体制の強化に大きな貢献を果たしてきた実績や食品事業等での豊富な経験および実績を有しており、今後も経営全般を担うことが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者番号 **3** **う え つ き** **た け し**  
**植月 剛** (1972年7月13日生)

再任



#### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 当社入社  
2006年6月 取締役就任  
2019年4月 常務取締役就任  
2020年10月 取締役就任（現任）  
株式会社大阪王将代表取締役社長就任（現任）

#### 取締役在任年数

14年11ヵ月

#### 所有する当社の株式数

101,580株

#### ■ 取締役候補者とした理由

これまで当グループの外食事業を統括してきた実績に加え、海外事業、フランチャイズ事業にも精通しており、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者番号 **4** **や ま も と** **ひ ろ し**  
**山本 浩** (1970年9月30日生)

再任



#### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2007年1月 当社入社  
2017年6月 取締役執行役員就任  
2019年4月 取締役常務執行役員就任  
2020年10月 取締役就任（現任）  
株式会社イートアンドフーズ取締役専務執行役員就任（現任）

#### 取締役在任年数

3年11ヵ月

#### 所有する当社の株式数

11,000株

#### ■ 取締役候補者とした理由

これまで当グループの生産・購買・物流部門を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者  
番号

5

かとう たつや  
加藤 達也

(1964年5月8日生)

再任



取締役在任年数

11ヵ月

所有する当社の株式数

100株

#### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1989年4月 株式会社ダイエー入社
- 1997年4月 トーマツ・コンサルティング株式会社入社  
コンサルティングマネジャー
- 2003年5月 ジェイテックス株式会社入社  
取締役 経営企画室長
- 2006年2月 株式会社ドトールコーヒー入社  
エクセルシオール統括本部長
- 2010年1月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社  
執行役員 マーケティング本部長
- 2019年10月 当社入社
- 2020年4月 執行役員経営戦略本部長就任
- 2020年6月 取締役執行役員経営戦略本部長就任
- 2021年3月 取締役経営管理本部長就任（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

小売業・飲食業・サービス業における事業分野で培った経験に基づく経営全般にわたる幅広い知見や能力を有しており、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** しいき **椎木** たかし **孝** (1969年10月17日生) **再任**



### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2010年3月 当社入社  
2011年4月 管理本部経理部ゼネラルマネジャー  
2016年4月 管理本部経営企画部ゼネラルマネジャー  
2017年4月 経営企画室ゼネラルマネジャー  
2019年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）

取締役在任年数

1年11ヵ月

所有する当社の株式数

1,100株

### ■ 取締役候補者とした理由

これまで当社の経営企画部門、財務経理部門を統括してきた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役（監査等委員）として適任と判断いたしました。

候補者番号 **2** にしき みみつひろ **錦見 光弘** (1963年5月13日生) **社外** **再任**



### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 英和監査法人入所  
1990年10月 同所退所  
1991年3月 公認会計士登録  
錦見光弘公認会計士事務所代表就任（現任）  
2008年6月 当社監査役就任  
2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

取締役在任年数

5年11ヵ月

所有する当社の株式数

4,800株

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士として豊富な実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、外部の視点を持って社外取締役としての役割を果たしていただいております。今後も独立した立場で、財務および会計の専門の見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただき、監査体制を強化していただけることを期待し、引き続き社外取締役（監査等委員）をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

いけだ よしふみ

池田 佳史 (1962年8月29日生)

社外

再任



取締役在任年数

5年11ヵ月

所有する当社の株式数

4,800株

#### ■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 3月 司法試験合格

1990年 4月 弁護士登録  
栄光総合法律事務所入所

2003年 1月 弁護士法人栄光 代表社員就任（現任）

2009年 6月 当社監査役就任

2013年 6月 株式会社ヤギ 監査役就任

2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

2017年 6月 株式会社ヤギ 社外取締役（監査等委員）就任（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として豊富な実務経験を有し、幅広い法律知識、見識を有しており、外部の視点を持って社外取締役としての役割を果たしていただいております。

今後も独立した立場で、法務およびコンプライアンスの専門的見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただき、監査体制を強化していただけることを期待し、引き続き社外取締役（監査等委員）をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 錦見光弘氏および池田佳史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 錦見光弘氏および池田佳史氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって5年11ヵ月となります。
4. 当社は、椎木孝氏、錦見光弘氏、池田佳史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、錦見光弘氏および池田佳史氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、2020年6月24日開催の第43回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 森田豪氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

もり た  
**森田**  
ごう  
**豪** (1978年5月5日生)

社外



所有する当社の株式数

一株

### ■ 略歴（重要な兼職の状況）

2004年10月 弁護士登録  
2007年 4月 弁護士法人栄光・栄光総合法律事務所入所  
2010年 1月 弁護士法人栄光 社員就任（現任）

### ■ 補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。また、同氏は、社外取締役または監査等委員になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 森田豪氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 森田豪氏が、監査等委員である取締役に就任することとなった場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

当社は、2020年6月24日開催の第43回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の3月31日から2月末日に変更いたしました。

これにより、当第44期事業年度が2020年4月1日から2021年2月28日までの11ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

## 1 | 企業集団の現況に関する事項

### 1 - 1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による2020年4月の緊急事態宣言を受けた4-6月四半期の実質GDP成長率の記録的落ち込み（前期比マイナス8.3%）に始まり、その後の経済活動再開により2-四半期連続でプラス成長に転じて力強い持ち直しの動きを見せていたものの、2021年1月に再び発出された2回目の緊急事態宣言により1-3月期には再び前期比1~2%程度のマイナス成長となる見込みです。しかしながら、2回目の宣言は対象地域や時短要請対象業種が限られており経済への悪影響は1回目より限定的であることから、3月21日の同宣言解除以降は、感染再拡大への予断は許さないものの、ワクチン接種本格化への期待もあり、再び景気回復基調に戻ることが期待されています。

食品業界におきましては、GoToキャンペーン等の政策効果もあり、一時の最悪期から持ち直しつつあった飲食業について、2回目の緊急事態宣言以降の営業時間制限を受け、依然として厳しい状況が継続しています。日本フードサービス協会発表によると、業態としては酒類提供時間制限が致命的であるパブや居酒屋の2021年2月売上の前年同月比が29%と最も厳しい一方で、堅調なテイクアウトやデリバリー需要およびまとめ買いによる客単価アップに支えられたファストフード（含む回転寿司）が同91%、中華が同85%と相対的に高い水準となっています。また、食品販売につきましては、在宅での飲食需要が依然として力強く推移しており、総務省家計調査によると、家飲み用の酒類、外食からシフトしたウナギ等の高級食材、長期保存が可能で調理が容易なパスタ・麺類、冷凍食品、レトルト食品などの家計支出額が伸びています。

このような状況下、当社グループでは、コロナ禍の影響を受け業績の落ち込んだ外食事業において、店舗の積極的なスクラップアンドビルドによる構造改革を進めるとともに、在宅需要により好調な食品事業において、新商品開発による商品ラインアップの拡充や、既存商品の一部リニューアルによる商品力の更なる向上を図るとともに、自社工場における商品供給体制の一層の整備を図りました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高259億64百万円、営業利益2億61百万円、経常利益2億79百万円と、外食事業の落ち込みを好調な食品事業で完全には補いきれず、減収減益となりました。しかしながら、未曾有の経済危機ともいえる逆風のなかで経常利益を確保することができたのは、当社のビジネスモデルである食品と外食の両輪からなる事業ポートフォリオが奏功したものと考えています。

他方、特別損益につきましては、本店ビル（大阪府大阪市）等売却したことによる固定資産売却益8億36百万円を含む特別利益8億95百万円を計上した一方、賃貸用不動産物件（大阪府枚方市）売却による損失に加え、コロナ禍を踏まえた店舗ごとの将来の収益性に鑑みて不採算店舗の積極的な閉店および減損による財務体質の改善を推し進めたことにより特別損失11億25百万円を計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2億2百万円となりました。

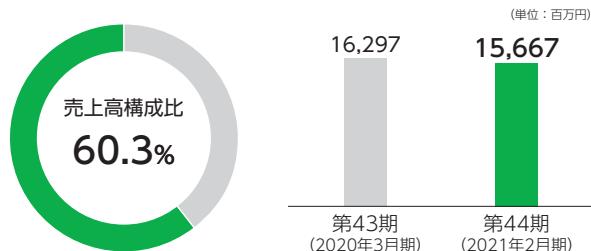
## 食品事業

Foodstuffs sale



■ 売上高 **156億 67百万円**

■ 営業利益 **9億 70百万円**



(注) 当連結会計年度は事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2021年2月28日までの11か月間となっております。

食品事業につきましては、中食・内食需要拡大の流れに乗り、冷凍食品市場の拡大に加えて当社主要商品シェアも伸長しており、売上高・利益ともに好調を維持しました。需要拡大に確実に対応するため、最新鋭の設備を備えた関東第二工場の製造能力拡張・生産性向上を図り、供給能力の確保に努めてきました。

2020年8月末には冷凍食品シリーズの家庭用新商品として「大阪王将 たれつき肉焼売」、「大阪王将 小籠包」など6品、リニューアル品10品の全国販売を開始し、好評を得ています。

さらに、積極的なメディア向けマーケティング戦略が奏功し、2021年2月に在京キー局のゴールデンタイム番組において当社がフィーチャーされ、当社主力商品である「大阪王将 羽根つき餃子」の「街中華」を家庭に持ち込んだ本格的な味や、油いらず・水いらず・フタいらずのお手軽調理などの商品開発力が高く評価され、市場でも大きな反響を呼びました。

以上の結果、食品事業における当連結会計年度の売上高は、156億67百万円となりました。



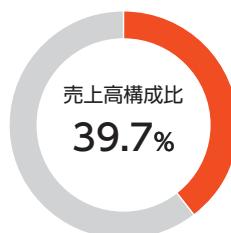
## 外食事業

Restaurant



■ 売上高 102億 96百万円

■ 営業利益 △5億 1百万円



(注) 当連結会計年度は事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2021年2月28日までの11か月間となっております。

外食事業につきましては、第1四半期連結会計期間に大きく毀損した売上が、2020年夏以降回復基調に転じました。その後、2021年1月に2回目の緊急事態宣言による若干の揺り戻しがあり、2月には再び回復傾向となったものの、前年度のレベルには届きませんでした。この状況に対応するため、「大阪王将」ブランド店舗においては、コロナ禍による影響を大きく受けて採算の悪化した繁華街立地店舗の閉店を進めるとともに、在宅飲食需要の取り込みを図るため、より住宅街に近い立地での新規出店を展開しました。また、テイクアウトやデリバリーメニューの拡充も行っています。さらに、地域や店舗毎のエリア特性を捉えた「この街の味」を提供し各店舗の魅力アップを図るため、店舗ごとにメニュー構成を細かく見直すマイクロマネジメントを強化しました。

これらに加えて、「横濱一品香」ブランドにて伝統のたんめんチェーンを展開する株式会社一品香および有限会社一品香フーズの株式を取得し、連結子会社としました。

以上の結果、外食事業における当連結会計年度の売上高は、102億96百万円となりました。

なお、当連結会計年度末における店舗数は、加盟店381店舗（うち海外32店舗）、直営店89店舗（うち海外3店舗）の計470店舗（うち海外35店舗）となります。



## 1 - 2 資金調達等についての状況

### (1)資金調達

当連結会計年度におきましては、運転資金および設備投資に充当するため、金融機関から750,000千円の短期借入および900,000千円の長期借入による資金調達を行っております。

### (2)設備投資

#### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

設備名	セグメントの名称	設備の内容	取得価額（千円）
関 東 第 二 工 場	食品事業	食材加工	561,681
関 東 第 一 工 場	食品事業	食材加工	181,065
R B a k e r 武蔵小杉	外食事業	店 舗	71,412

#### ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当する事項はございません。

### (3)事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当社は、2020年6月24日開催の第43回定時株主総会で承認されました吸収分割契約に基づき2020年10月1日をもって当社100%子会社である株式会社イトアンドフーズ、株式会社大阪王将、株式会社アールベイカー、株式会社イトアンドインターナショナルへ各事業を承継させ、当社は株式会社イトアンドホールディングスへと商号変更し、持株会社体制へ移行しております。

### (4)他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当する事項はございません。

### (5)吸収合併（会社以外の者との合併を含む。）または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する事項はございません。

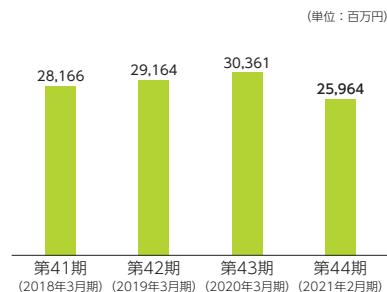
### (6)他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当する事項はございません。

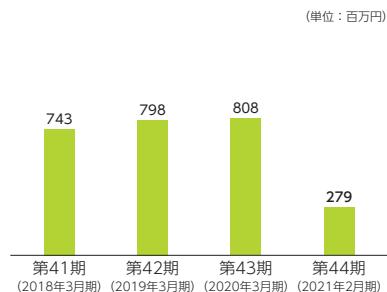
## 1 - 3 財産及び損益の状況

### 財産及び損益の状況

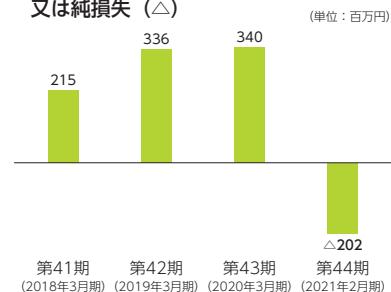
#### 売上高



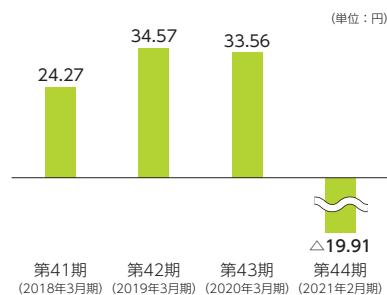
#### 経常利益



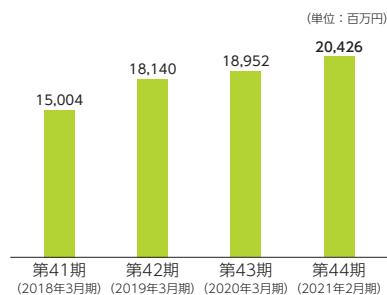
#### 親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)



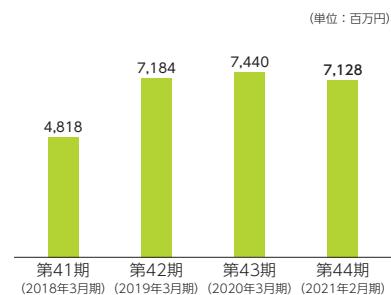
#### 1株当たり当期純利益又は純損失 (△)



#### 総資産



#### 純資産



- (注) 1. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第44期（当連結会計年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2021年2月28日までの11ヵ月間となっております。

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年2月期) [当連結会計年度]
売上高	(千円)	28,166,421	29,164,379	30,361,876	<b>25,964,319</b>
経常利益	(千円)	743,034	798,282	808,056	<b>279,656</b>
親会社株主に帰属する当期純利益 又は純損失 (△)	(千円)	215,287	336,102	340,867	<b>△202,250</b>
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	(円)	24.27	34.57	33.56	<b>△19.91</b>
総資産	(千円)	15,004,853	18,140,628	18,952,733	<b>20,426,017</b>
純資産	(千円)	4,818,111	7,184,463	7,440,592	<b>7,128,408</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 第44期(当連結会計年度)につきましては、事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2021年2月28日までの11ヵ月間となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分		第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年2月期) [当事業年度]
売上高及び営業収益	(千円)	26,479,286	27,264,529	28,281,011	<b>13,533,549</b>
経常利益	(千円)	767,834	798,390	695,491	<b>87,928</b>
当期純利益又は純損失 (△)	(千円)	197,190	259,557	197,579	<b>△89,514</b>
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	(円)	22.23	26.70	19.45	<b>△8.81</b>
総資産	(千円)	14,855,985	17,869,854	18,576,365	<b>10,924,141</b>
純資産	(千円)	4,820,688	7,119,479	7,227,720	<b>7,034,459</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 第44期(当事業年度)につきましては、事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2021年2月28日までの11ヵ月間となっております。

## 1 - 4 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の今後の推移についてはなお不透明感があるものの、ワクチン接種の広がり等により本年末に向けて徐々に収束していくものと想定されます。それに伴う景気回復および外食・サービス需要の持ち直しにより、当社業績も回復を見込んでいます。

食品事業につきましては、主力商品である「大阪王将 羽根つき餃子」の油いらず・水いらず・フタいらずの商品力は高く、メディア戦略のブラッシュアップ等を通じ、その魅力の消費者に対する認知度向上を図ることにより更なる拡販が可能と考えています。

また、コロナ後の生活を見据えた新たなニーズにマッチした新商品の開発も進めます。生産面では、販売好調を受け、工場における最新技術の導入による省人化の促進なども含め、更なる生産性の向上と供給能力の拡大を図ります。

このような状況下、当社グループにおきましては、「フルライン型フードメーカー」機能の最大化を図り、日本一の「食のライフプランニングカンパニー」を目指し、今こそ唯一無二のビジネスモデルである会社として『生産事業』、『食品事業』、『外食事業』のシナジーを発揮し、成長してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 1 - 5 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

当社グループは、冷凍商品を中心とした各種食品の製造・販売、および餃子・ラーメンを主体とした中華料理等の飲食店の経営ならびにチェーン展開を主な事業とし、併せてこれらに付帯する業務を営んでおります。

### 主 要 事 業

#### 食品事業

全国の生協・量販店向けの商品の販売
ECビジネス物品販売サイトの企画、運営業務
その他

#### 外食事業

大衆中華専門店	「大阪王将」
ラーメン専門店	「よってこや」、「太陽のトマト麺」
カフェ・ベーカリー	「R Baker Inspired by court rosarian」、「コシニール」
その他	「SAPPORO餃子製造所」「一品香」等

## 1 - 6 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2021年2月28日現在)

### (1) 主要な営業所及び工場

本社	大阪市淀川区宮原三丁目3番34号
東京ヘッドオフィス	東京都品川区東品川四丁目12番8号
関西工場	大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号
関東第一工場	群馬県邑楽郡板倉町泉野二丁目40番5号
関東第二工場	群馬県邑楽郡板倉町泉野二丁目41番17号

(店舗の状況)

主要事業による分類	店舗数	前連結会計年度末比増減
大阪王将	351店	△1店
ラーメン	31店	△9店
ベーカリー・カフェ	36店	△3店
その他	17店	+4店
海外	35店	△12店

- (注) 1. 店舗数は、2021年2月28日時点で現に営業を継続している店舗であり、加盟店等を含んでおります。  
 2. ラーメンは、「よってこや」、「太陽のトマト麺」等であります。  
 3. ベーカリー・カフェは、「R Baker Inspired by court rosarian」、「コシニール」等であります。  
 4. その他は、「SAPPORO餃子製造所」、「一品香」等であります。

### (2) 使用人の状況

#### 当社および連結子会社の使用人の状況

使用人数 479名 (前連結会計年度末比 2名増)

#### 当社の使用人の状況

使用人数 37名 (前事業年度末比 415名減)  
 平均年齢 39.6歳 平均勤続年数 7.1年

- (注) 1. 使用人数は正社員および契約社員の就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) を除きます。  
 なお、使用人兼務取締役は含まれておりません。  
 2. 使用人数が前事業年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、当社が2020年10月1日付で会社分割を行い、持株会社体制へ移行したことによるものであります。

## 1 - 7 重要な子会社の状況

重要な子会社および関連会社の状況 (2021年2月28日現在)

会社名	資本金	当社の議決権の 所有割合 (%)	主要な事業の内容
(連結子会社) 株式会社イトアンドフーズ	千円 90,000	100.0	食品事業
株式会社大阪王将	千円 90,000	100.0	外食事業
株式会社アールバイカー	千円 90,000	100.0	外食事業
株式会社イトアンドインターナショナル	千円 90,000	100.0	外食事業
株式会社ナインブロック	千円 10,000	91.3	食品事業
株式会社一品香	千円 49,000	100.0	外食事業
有限会社一品香フーズ	千円 15,000	100.0	外食事業

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント別の名称を記載しております。  
2. 2020年5月25日付で分割承継会社として「株式会社イトアンドフーズ」「株式会社大阪王将」「株式会社アールバイカー」「株式会社イトアンドインターナショナル」を設立しております。  
3. 2021年1月1日付で「株式会社一品香」「有限会社一品香フーズ」を子会社化しております。  
4. 当社の議決権の所有割合は、間接保有も含めた所有割合を記載しております。

## 1 - 8 主要な借入先及び借入額 (2021年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,030,902千円
株式会社みずほ銀行	1,230,490千円
株式会社三井住友銀行	395,000千円

(注) 2021年2月28日現在の借入残高が、300,000千円以上の金融機関を記載しております。

## 1 - 9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2 株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,158,190株
- (3) 株主数 25,749名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ストレート・ツリー・エフ	2,647,300株	26.06%
文野 直樹	297,340	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	222,100	2.19
サントリー酒類株式会社	204,000	2.01
仲田 浩康	179,900	1.77
森 孝裕	177,000	1.74
文野 弘美	132,600	1.31
イートアンド社員持株会	130,670	1.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	109,900	1.08
植月 剛	101,580	1.00

(注) 持株比率は、自己株式（921株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

---

### 3 | 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概況  
該当する事項はございません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権  
の内容の概況  
該当する事項はございません。

## 4 会社役員に関する事項

### 4-1 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
文野直樹	代表取締役会長CEO	
仲田浩康	取締役社長COO	株式会社イトアンドフーズ 代表取締役社長
植月剛	取締役	株式会社大阪王将 代表取締役社長
山本浩	取締役	株式会社イトアンドフーズ 取締役専務執行役員
加藤達也	取締役経営管理本部長	
椎木孝	取締役（監査等委員・常勤）	
錦見光弘	取締役（監査等委員）	
池田佳史	取締役（監査等委員）	株式会社ヤギ 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）錦見光弘氏および池田佳史氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）椎木孝氏は、これまで当社の経営企画部門、財務経理部門を統括してきた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）錦見光弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、株式会社ヤギの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役（監査等委員）錦見光弘氏および池田佳史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 4 - 2 当事業年度中の役員の変動

### ① 就任

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	就任年月日
加藤 達也	取締役執行役員 経営戦略本部長		2020年6月24日

### ② 退任

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	退任年月日
星野 創	取締役常務執行役員 食品営業本部長		2020年6月24日

(注) 2020年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、取締役星野創氏は任期満了により退任いたしました。  
なお、星野創氏は2020年10月1日付にて株式会社イトアンドフーズ取締役常務執行役員に就任しております。

### ③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の変動

該当する事項はございません。

## 4 - 3 常勤監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、3名の監査等委員の内1名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場の実査等を行うこととしており、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会における審議を実効的なものとしております。

#### 4 - 4 役員報酬等の総額（当事業年度に係る役員報酬等の総額）

	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	6名	161,380千円
取締役（監査等委員）	3名	14,686千円
合計	9名	176,066千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、社外取締役2名に対する報酬等の額5,620千円を含めております。
5. 上記には、2020年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等を含んでおります。

#### 4 - 5 社外取締役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	錦見光弘	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営ならびに会計に対する発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	池田佳史	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

#### 4 - 6 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。

本契約は、業務執行取締役でない取締役が、任務懈怠により会社に対して損害賠償をする場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無い場合の責任を予め定めた額の範囲内とすることができる契約であります。本契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 5 | 会計監査人に関する事項

### 5 - 1 会計監査人の名称

東陽監査法人

### 5 - 2 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 5 - 3 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 5 - 4 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

### 5 - 5 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

### 5 - 6 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社事業を持続的に発展させ企業価値を高めるために内部統制システムを整備、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、会社の内部統制にかかる体制全般について、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自ら遵守すること、及び全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- ② 「取締役会規則」に基づき、毎月取締役会を開催する。
- ③ 「取締役会規則」において、経営計画・予算に関する事項等の取締役会で付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定する。
- ④ 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行を監督する。
- ⑤ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断するとともに、弁護士・警察等とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応を行うものとする。
- ⑥ 「内部通報者保護規程」により、社員等からの通報並びに相談を受け付ける窓口を顧問弁護士及び経営管理本部に設置し、取締役の法律違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定める。
- ⑦ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社を管理する経営管理本部長は関係会社の業務の適正を確保するための体制整備を指導する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社における緊急事態発生時の役員・社員等の危機対応手順を定め、緊急事態に起因する損失の発生を抑止し、もしくはこれを最小限にとどめることを目的として「危機管理規程」並びに「危機管理対応マニュアル」を定め、運用する。

---

②「危機管理規程」に基づいて「危機管理委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

③取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### (4)取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、意思決定の迅速化のために「グループ社長会」を原則毎週開催し、グループ社長会付議事項、経営管理全般に関する事項について協議・決議を行うものとする。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・職務権限表に則った決定を行う体制とする。

③当社は、子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を指導する。

#### (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①Our Mission、10スピリッツ、ミッションステートメント等の実際の運用と徹底を行う体制の整備に努める。

②「コンプライアンス規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。

③法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「内部通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備に努める。

#### (6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の関係会社の管理は、経営管理本部長が統括する。経営管理本部長は、関係会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するとともに、関係会社の管理の推進状況を必要に応じて取締役会に報告する。

②監査等委員と内部監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また必要に応じて取締役会に報告する。

#### (7)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

(8)前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）及びその他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該使用人の人事異動に係る事項の決定には監査等委員会の同意を必要とする。

(9)監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査等委員に報告することとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。
- ②子会社の取締役・監査役及び使用人（以下「子会社の役職員」という）は、監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ③子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に監査等委員に報告することが出来る。
- ④監査等委員に報告を行った取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(10)その他の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①監査等委員は内部監査室及び監査法人と情報の交換を行うなど連携を保ちつつ監査を実施する。
- ②監査等委員は代表取締役と定期的に意見交換の場を設け、適正な監査の実現に努める。
- ③当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ④監査等委員は、取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることが出来る。調査・説明を求められた取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ①当社は、金融商品取引法及びその他の法令等の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

---

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規則」等の諸規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、執行役員以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営執行会議を19回、グループ社長会を17回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

### (2) 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びグループ社長会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務遂行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### (3) 子会社における業務の適正の確保について

子会社に関して、当社の取締役会において月次決算報告書等の報告を行うことで、その営業活動等を把握し、また一定基準に該当する重要事項については、子会社における機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

また、監査等委員は内部監査室等と連携し、子会社を含む当社グループの業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。

#### (4) コンプライアンス・リスク管理について

取締役・使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、「内部情報管理および内部取引規制に関する規程」を整備し、業務プロセスにおける適正性を確保しております。

また、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修等を実施し、不測の事態に備えております。

#### (5) 反社会的勢力排除の基本方針について

反社会的勢力による被害を防止し、関係を遮断するため、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを実施しております。

また、必要に応じて弁護士、警察等と連携し、組織的に対応します。

本事業報告中の記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		25,964,319
売上原価		15,743,445
売上総利益		10,220,873
販売費及び一般管理費		9,959,590
営業利益		261,283
営業外収益		
受取利息	249	
受取配当金	184	
受取手数料	746	
補助金収入	13,149	
移転補償金	21,080	
その他	4,091	39,503
営業外費用		
支払利息	13,923	
持分法による投資損失	1,532	
租税公課	2,400	
その他	3,274	21,130
経常利益		279,656
特別利益		
固定資産売却益	836,115	
関係会社株式売却益	8,892	
貸倒引当金戻入益	10,500	
負ののれん発生益	36,730	
新株予約権戻入益	2,040	
その他	1,208	895,486
特別損失		
固定資産除売却損	10,953	
店舗閉鎖損失	219,984	
減損損失	765,845	
関係会社株式売却損	48,813	
新型コロナウイルス感染症による損失	51,846	
その他	27,766	1,125,209
税金等調整前当期純利益		49,932
法人税、住民税及び事業税	245,305	
法人税等調整額	4,076	249,382
当期純損失		199,449
非支配株主に帰属する当期純利益		2,801
親会社株主に帰属する当期純損失		202,250

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年2月28日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,016,378	1,946,270	3,450,687	△740	7,412,596
当期変動額					
剰余金の配当			△101,572		△101,572
親会社株主に 帰属する当期純損失			△202,250		△202,250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	△303,823	—	△303,823
当期末残高	2,016,378	1,946,270	3,146,864	△740	7,108,772

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,674	12,938	△8,150	7,462	2,040	18,493	7,440,592
当期変動額							
剰余金の配当							△101,572
親会社株主に 帰属する当期損失							△202,250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△133	△12,938	3,950	△9,121	△2,040	2,801	△8,361
当期変動額合計	△133	△12,938	3,950	△9,121	△2,040	2,801	△312,184
当期末残高	2,540	—	△4,199	△1,659	—	21,294	7,128,408



## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,126,430
営業収益		407,119
売上高及び営業収益合計		13,533,549
売上原価		8,251,745
売上総利益		5,281,803
販売費及び一般管理費		4,827,289
営業費用		377,713
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		5,205,003
営業利益		76,799
営業外収益		
受取利息	1,523	
受取配当金	184	
受取手数料	3,366	
補助金収入	319	
移転補償金	21,080	
その他	2,896	29,370
営業外費用		
支払利息	13,643	
その他	4,597	18,241
経常利益		87,928
特別利益		
固定資産売却益	835,206	
新株予約権戻入益	2,040	
その他	847	838,094
特別損失		
固定資産除売却損	2,362	
店舗閉鎖損失	127,261	
減損損失	566,056	
新型コロナウイルス感染症による損失	46,419	
債権放棄損	224,663	
その他	12,597	979,361
税引前当期純損失		53,338
法人税、住民税及び事業税	38,173	
法人税等調整額	△1,997	36,176
当期純損失		89,514

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金				
					別途 積立金					
当期首残高	2,016,378	1,948,814	1,948,814	16,875	450,000	2,791,677	3,258,552	△740	7,223,006	
当期の変動額										
剰余金の配当						△101,572	△101,572		△101,572	
当期純損失						△89,514	△89,514		△89,514	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△191,086	△191,086	-	△191,086	
当期末残高	2,016,378	1,948,814	1,948,814	16,875	450,000	2,600,590	3,067,465	△740	7,031,919	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,674	2,674	2,040	7,227,720
当期の変動額				
剰余金の配当				△101,572
当期純損失				△89,514
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△134	△134	△2,040	△2,174
当期変動額合計	△134	△134	△2,040	△193,440
当期末残高	2,540	2,540	-	7,034,459

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月22日

株式会社イトアンドホールディングス  
取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 徹 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 恵 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトアンドホールディングス（旧会社名 イートアンド株式会社）の2020年4月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトアンドホールディングス（旧会社名 イートアンド株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月22日

株式会社イトアンドホールディングス  
取 締 役 会 御中

### 東 陽 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡 本 徹 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 本 恵 二 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトアンドホールディングス（旧会社名 イートアンド株式会社）の2020年4月1日から2021年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年2月28日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月26日

株式会社イトアンドホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 椎 木 孝 ㊟

監 査 等 委 員 錦 見 光 弘 ㊟

監 査 等 委 員 池 田 佳 史 ㊟

(注) 監査等委員錦見光弘氏、池田佳史氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株式会社一品香、 有限会社一品香フーズを完全子会社化



横濱一品香の伝統と老舗の味は、今後のイトアンドグループの成長に寄与するとともに、両社の強みによって多くのシナジーを発揮することが可能であると判断し、株式譲渡契約の締結に至りました。

「横濱一品香」をグループに加え、より幅広く食文化の創造に取り組んでまいります。

当社は今後、こうした地域と共に歩んできた名店の味を絶やすことなく、次の時代へと受け継いでいくための取り組みを推進してまいります。



## ご参考

# 関東第二工場に『大阪王将 羽根つき餃子』の製造ラインを増設

生産拠点である関東第二工場（群馬県邑楽郡板倉町）に「大阪王将 羽根つき餃子」の製造ラインを2020年12月16日に増設いたしました。2021年1月に稼働を開始しております。

関東第二工場は、AIやロボット化を積極的に活用した省人化を推し進めるとともに、生産性を追求しています。今回増設した製造ラインは、関東第一工場の既存ラインに対し約168%、第二工場の既存ラインに対して123%の生産性向上を実現いたしました。また、全工場（関東第一・関東第二・関西）合わせて月間3,600トンの生産が可能となり、日本最大級の餃子製造工場となります。

今後もイートアンドフーズは新技術を積極的に取り入れ、安定的な供給体制を整えてまいります。







# 株主総会会場ご案内図

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。
- ※ 本年は、株主総会ご出席者への飲み物の提供およびお土産の配布、ならびに展示物や弊社商品の即売会を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 開催場所

大阪市北区堂島一丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 5階  
TEL 06-6347-1484

## 交通のご案内

- ▶ JR「北新地駅」…………… 徒歩5分  
・西改札を出て左に進む。地下鉄の8番出口直結のドージマ地下センターを進み、C84出口より地上に出すぐ
- ▶ 地下鉄「西梅田駅」…………… 徒歩5分  
・南改札を出て8番出口直結のドージマ地下センターを進み、C84出口より地上に出すぐ
- ▶ 阪神「大阪梅田駅」…………… 徒歩8分  
・西出口（西口）を出て地下の案内に従い、JR北新地駅に向かいドージマ地下センターよりお進み下さい
- ▶ JR「大阪駅」…………… 徒歩10分  
・桜橋口の改札を出て、C1階段を降り、地下の案内に従い、JR北新地駅に向かいドージマ地下センターよりお進み下さい
- ▶ 地下鉄「梅田駅」…………… 徒歩15分  
・南改札を出て地下の案内に従い、JR北新地駅（西梅田駅方面）に向かいドージマ地下センターよりお進み下さい
- ▶ 京阪中之島線「渡辺橋駅」…… 徒歩5分  
・7番出口を出て四つ橋筋を北にお進み下さい



※ 当日は駐車場および駐輪場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

UD  
FONT